

につきましても、ブルドーザーでありますとかクレーン車等の払い下げにつきましても、申請に基づきまして努力いたしておりますが、現に昨年のこときは申請が八十二件ございまして、あつせんが八十一、八十二の申請についてあつせん済みが八十一といふ工合として、ほとんど百パーセントをうちたものにも力を入れておるわけでもあります。

再就職してない、こういうようなデータが出ておるわけです。しかも、訓練をやっておるといいましても、この年次別の訓練状況を見ましても、定数よりもはるかに少ない訓練者が集まらない、こういうふうになぜ職業訓練を受けた人が少ないかというような原因についてもお伺いしたいと思いますけれども、それは時間がございませんから、あとでまたやりたいと思いますが、私は、もつとこの中央協議会にしても地方協議会にしても、この職業訓練等について積極的な奨奵を申しますか、そういう面が欠けておるのじやないかとと思うのです。労働省の職安のほうに言わせますと、これはもうやめた人が個々人の意思によつてきた人以外は把握できない、こういうふうに言つておるわけです。ですから、私は、そういう面でも職業訓練をやつておるからいといふだけではやはり問題があらうと思うのです。

活の安定のためにいい対策が立てられるか、そういう調査研究の面も十分の協議会等でやっていかなくちゃいけない、そういう費用をやはり国として出していく、こういうことが必要ではないかと思うのですが、現実はどううふうになつておりますか。その趣旨なり、あるいは大体一年に何回ぐらういう点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(徳安實蔵君) ただいまの補助問題につきましては労働省のほうで所管いたしまして、そちらでやつておるようでありますから、労働省のほうからお答えいたしたいと思います。

○政府委員(三治重信君) 都道府では一年に入回、それから市町村では年玉回やるようになっております。たゞいまのこういう協議会のほうで実態調査やそのほかの活動もやるべきではないかという御意見でございますが、従来の慣例から申し上げますと、一応問題や、何か特に重点的な事項について実情観察ということはあります。が、こういう協議会そのものが実体的な活動をするというのは、従来の慣例ではないわけであります。しかし、この実体的な活動なりその状況といふ問題を調査するものはやはり政府機関が行なうのが当然じゃないかと思います。したがつて、協議会のほうにはそういう面の予算までは入つておらないということをございます。

○柳岡秋夫君 もう一つ、今後は單に会議を開くというよりな協議会ではなくて、もっと文字どおり離職者対策を十分にやれるような活動のできる、そういう政府としてのあらゆる面における

る措置をぜひお願ひしたいと思います。
それから、先般の石炭の問題、あるいは金属鈴山の労務者に対する対策として、雇用奨励金が出されておるわけですかども、私は、民間産業でもそのような措置がとられておる以上、当然国が雇用主であるこの駐留軍労務者も、確かに石炭労務者、あるいは金属鈴山の労務者は、多數の離職者が出て、社会的な不安の面では、駐留軍の離職者との数の面では若干の違いはあるにしても、質的な面、再就職ができない、中高年令者で非常にむずかしい、こういった立場で雇用奨励金の制度を作つてもいいのではないか、こういうふうに思うのですが、こういう点について、まあ今年度は予算が通つておりますから無理かもしれないが、少なくとも、来年度あたりからこのような措置をぜひともべきだ、こういうふうに思つたのですが、そういう点はどういうふうにお考えですか。

けでござりますが、ことしは私鉄も重なってきまして、予算折衝の場合やいろいろの場合にこれが実現できなかつたのですが、今後とも、この駐留軍の雇用の不安定、あるいはその再就職の状況も見まして、せつかく努力して参りたいと思います。

○柳岡秋夫君 さらに、もう一つ特別給付金ですが、これは三十七年度ですかに改正はされておるので、けれども、この法律の目的にもありますように、「もつてその生活の安定に資することを目的とする」と、こういうふうになつてゐるわけですね。そういう目的から見ても、この特別給付金が、どうも性格として慰労金的な性格を持つているようには思われて仕方がない。このわずか五千円なり一万円なり一万五千円といふような額では——少なくとも離職した場合の生活を安定して、そして次の再就職をするいわゆる立ち上がり資金、そういうような性格を私はこの特別給付金に持たすべきではないかと、こういうふうに思います。したがつて、このようなわざかな額では、そういう性格からいくと非常に低いわけでございますから、この辺も、最近における物価の上昇なり、あるいは諸般の生活水準の上昇を考えますと、もつと増額をすべきではないか、こういうふうに思いますが、その点はどうお考えですか。

場合に、退職手当とか離職ボーナス等が支払われておるわけであります。このような退職手当、あるいは離職ボーナスというようなものの関連におきまして今後検討されなければならぬと、こういうふうに考えております。
○柳岡秋夫君 まあ退職年金といいますか、退職金とか年金というようなものは、これはほどの職場でもたいがいがあるわけございまして、そういうものとの関連で考えるということでは私は納得できないです。少なくともこの法律が作られたというのは、非常に特殊な環境の中で、特殊な職場で働いておつて、そしていつ首を切られるわからない、そういう不安な労働者に対する対策、あるいは抜本的な制度の確立とうと、こういうために作られているわけですから、私は、もととあたたかい対策、あるいは抜本的な制度の確立ということがぜひ必要ではないかということをもう思うわけです。
そこで、時間がございませんから、もう一つだけお伺いしたいことは、アメリカの会計年度が七月からですか、始まるわけですね。一体駐留軍労務者が始まるわけですね。このアメリカの予算によつてどのくらい人員整理が予想されるか。聞くところによりますと、アメリカの会計検査院ですか、そこでは日本の駐留軍労務者は千八百人オーバーしている、過剰人員になつておる、こういうようないことを指摘しているようですが、一体アメリカの今回の予算でどの程度離職が予想されるのか、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

います。ただ、米側からの情報とか、過去におきますところの実績等による傾向から判断いたしまして、新年度においても、ここ一両年度と同じ程度の人員整理はやむを得ないものと考えております。米軍の新しい予算につきましては、まだ承知いたしておりません。

○柳岡秋夫君 時間の関係で、非常に突っ込んだ議論ができないのは非常に残念ですが、私は、今までの御答弁を聞いていますと、まだまだ非常に対策の面で十分でない、こういう点が非常に考えられますし、私ども社会党としては、抜本的な制度の確立のために、近いうちに一つの法案を提出したいと、こういうふうに考えておりますけれども、ひとつ政府側におきましては、國が雇用主であるという、その雇用主としての責任、あるいは義務といふものをやはり明確にもつと認識をして、この離職者に対する今後とも十分な対策を立てていただきたい、こういふふうに要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○阿久根登君 一点だけ質問をいたします。総務長官のお話を聞いておりまますと、国有財産の払い下げ、あるいは企業に対する金融の融資、そういうのが非常にうまくいっておる、こういうことを言っておられます、私が駐留軍関係の離職者調べてみると、そういう風典に沿したというのは、政府の責任で仕事をされたというのは、当然そななすべき条件が備わつておるわけです。いわゆる炭鉱や金属と違つて、非常に技術屋が多い。そういう技術屋が、いわゆる自動車とか、あるいはその他の機械ですね、トラクターやは

その他の技術者が多。そういう技術者が企業組合を作る、そういう場合に金を貸してくれとか、あるいは機械を払い下げてくれ、こういふのに対しても、これは相当手を伸ばしておると困らうのですが、これは非常にやりやすいことなんです。これは当然できることなんです。そういうことだけやられておつて、一番困つておる方の失業対策がきておらない、こう私は思うわけなんです。たとえば印刷組合が企業組合を作る、こういうことで陳情を受けた、国民金融公庫へ行つてくれ、中小企業金融公庫に行つてくれ、行つても金を貸しませんよ、どこの長官がこれから保証人になつて貸してくれればいいけれども、貸してくれませんよ、そういうところは。ちゃんとそれ相当の条件を備えておらなければ貸してくれない。そういう条件を持たない人たちが、何とかしてそういうことをやらせてくれということで、いわゆる自動車とかトラクターの運転が今まで本職であった人たちが固まつてやつてゐる。これに国が機械を払い下げてやる、あるいは自動車の組合を認めてやろう、こういふことは当然のことであつて、そうでなくして、そういう技術を持たない人が、今度職訓とかその他で技術を覚えて仕事に取りかかろうといふときの金融の措置はとられていない、あるいは施設その他を払い下げてもらいたいといふのは、これはほとんど払い下げておらないわけです。そういう点について一体どう考へて、いるのか、その点についてはひとつ職安局長からも御答弁願いたい。職訓に来られるのは、一般失業者と同じ考え方で訓練を受けさせ、就職のあつせんをされ

ておられるかどうか、そういう点もあわせて双方から御答弁願います。

○政府委員(徳安實賀君) 個々の問題につきましては、当該関係の役所の諸君からお答え願うことにいたしますが、ただいま私が申し上げましたことにつきましては、もちろん考え方によりましては当然なこともありますし、技能を持っている諸君が、たとえば自動車の運転手として、自動車を払い下げて事業を經營するということは、これは別に駐留軍の離職者でなくともやることはできるわけござりますから、新しいことではないと思いますが、しかし、政府のほうではそういう方面に十分な力をいたしてあるという熱意をお知り願いたいということで申し上げたわけでありまして、しかし、実際問題としましては、そういう技術も持っていないし、あるいはまたそういう資格条件も備えていない者も相当多い。そういう諸君は放任しているのではないかというお話は、あるいはごもつともかもしれません。そういう数字がどの程度に上つておりますかは、当該関係者のほうから御説明申し上げますが、いずれにいたしましても、先ほど来申し上げておりますように、この駐留軍に対する離職者と炭鉱離職者の諸君は同一に論ずることのできない性格を双方とも持ち合わせておりますので、同じには考えられない点があると思います。しかし、その精神におきましては、政府のほうでも十分お話を点は認めておりますので、適当な機会にそうした問題も突っ込んで考慮したいという考え方で、現在研究しているわざでございまして、決して文句をすると

うちの一つは全然生えてこない、もう一つにやや疑わしい集落がかすかであった。それをさらにまた第二培養室のぼしまして、そこで初めてコレラが確認いたしたといふことで、やは材料採取から最終決定まで二十数時間要しておりますが、これはコレラを決定としてはやむを得ない期間であります。

以上のようにいたしまして、最終決定が十二日の夜十時ごろなされたわけであります。それまでの間に、すでに現地から疑わしい材料を取って送るという報告がありましたときに、本部では係官をその日にうちに急派いたしました。コレラを想定いたしまして、とりあえずの防疫措置をとり、なお、コレラが確認された場合には、さらにはただだけの措置をとるよりは、とにかく合わせを完了して、第一次の防疫は完了しておったわけであります。と同時に、その旅館へ投宿した者、あるいはその患者に接触した者の名簿を作り、できるだけの監視、観察をいたしました。防疫上の指導をし、飲料水の消毒を進めておったわけであります。また、ワクチンの準備をいたしまして、汚染者の数に応じて配付先の都道府県を定め、真性コレラと決定次第、すぐには発送できる準備をいたしておったわけであります。十二日に真性コレラと決定いたしましたので、直ちにこれを急送して予防接種を開始したわけであります。

ざいますが、ただいま申しましてたよりは、たのは十日の夜でございますので、それまでに汚染をされた方、激しい下痢があつたのは十日の夕刻でござりますから、夕刻から始まりまして、まる一昼夜無防備で汚染をしておつた、この間に同宿した人たちが、かなり危険状態にあるわけであります。五百数十名、ことに修学旅行の生徒が多いわけですがござりますが、それらに対しては、直ちに連絡をとり、今監視を続けて早期発見に努めておるわけであります。また、予防接種も完了しておるわけであります。が、この十日に、もしも不幸にして感染が手を打つ前に行なわれたとしますと、一体いつごろまでの間に発生するであろうかという予測でござりますが、これは、もしも潜伏期が通常考えられます五日の範囲といたしますと、十六日の夕刻ぐらいでの間に発生がなければ、まあまあ大体いかといふ計算にはなりますけれども、なお、これは慎重に検討した上で、私どもは、ただいま大臣からお話しございましたように、この今後の見通しについても公表することを考えておるわけですが、一応計算上はそちらうことになるわけでござります。

○阿具根振君 本委員会には専門の方々がたくさんおられますので、それぞれ質問があると思いますので、私は一、二御質問申し上げたいと思います。
われわれが外国に行く場合、コレラの予防接種をしていかつたならば大体アメリカ等は一切入ません。日本はどうでしよう。日本はそういうことはやつておられるかどうか。やっておられないとするならば、船で入ってくる場合には、日本は注意を受けたくらい嚴重にコレラに對して警戒をやつておられる。ところが、空港に對してはまるで野放しだ、こういうふうに新聞に報じられておりますが、そういうところになぜ気がつかなかつたのか、あるいはこの青年はいつコレラの注射をして日本に入つて来たのか、その点が一点。
それから、大臣のお話でも局長代理のお世話を、今度の経過は確かに御報告願つたし、おそらく説明された範囲内では、ほんどのものが新聞で知つております。こういうことが起きて、しかも、新聞では今明日が一番のヤマだといわれておる。局長代理は、十六日まで出なかつたならば大体いいだろう、こういうことを言っておられたので、今明日といふものは非常に国民が不安な気持で見守つておられる、こう思うわけなんです。そこで、新聞等で見る範囲内では、厚生省が一コラレだと断定する六時以前まではコラレではない、白だということを厚生省が言つておった、こういうことなんです。それを私が聞く範囲内では、現地の医者等の意見を聞いて、非常に新

聞その他の大々的に取り上げた、非常に新聞が早くこれを取り上げて報道してくれた、いわゆるこの報道その他によつて厚生省が引きずり回されて、そして僅々六時前になつて、やつとコレラだ、コレラのようだといふことを言い出したということを、われは非常にこう質問を持つわけです。厚生省は、医者が非常にこれはどうもあぶない、どうもそうじゃないかというような考えを持っておつたにもかかわらず、はつきりした菌が見当たるまではコレラではないのだといふとを、新聞でも、九分通り白だと、コレラではないという見解をつておつた、こういうことが報道されておるわけです。私は逆でなければならぬ、もしもこういうおそろしい病気が空から入ってきたならば、これは足取り等から考えて、相当これは国民に重大な影響を与える、相当これは蔓延するぞ、こういう気持であったならば、いち早くコレラの疑いがあるということを厚生省は打ち出すべきではなかつたか、それが逆に出ているように新聞で桂見しておる、そういう点をどう考えておるのか。

すれば国際空港から入ってくるコロナウイルスを予防することができるか、そういう点について御説明を願いたいと思います。

○國務大臣(西村英一君) 予防注射はいたしておつて、証明書は持つております。日にち等は政府委員から説明をさせます。

が、その汚物の検査に対する手配は、私は非常にそういう気はなく、早く予防研究所に手配をして、その辺は迅速であったと思うのです。ただ、中間報告と新聞に発表されておる点が、私は先生と同じように、多少疑問を持ちました。これは実はわれわれ中間報告をして、したものです。実験をして、その試験には専門的なことで二種類の方法があるので、その二種類の方法をやって、それでも初めて確かめるのだとさうございますが、その場合に、十二日の正午ごろ、新聞社が早くその検査の結果を知りたいということで、だいぶ係官が聞いたただきれて、正式な発表じゃないが、まあ二つの方法でやつた結果はいずれも白であったというので、そういうことでさらにな後に新しい精密な検査をしなければならぬということはつけ加えて言つたそ�でございますが、それをどういうニュアンスで言うことは、まあ大丈夫と二つの結果に出ておりませんのでは不謹慎じゃないか、そのためには不謹慎じゃないか、そのためにこれは白だ白だと言うから皆さんは安心し、また、旅館等もその手配をしたのであるから、その点は、それはこち

らの手落ちといえば手落ちである。まことに、あ係官のほうはそういう意味で言つたのではないけれども、あまり中間的な、一体どうだったかと言ふから、それには白だった、しかし、さらに確かめてと、こう言つたけれども、あとのほうの言葉のとり方といいますか、述べ方というか、その辺に誤解があつたようなので、引き続きまして十二日の九時五十五分には真性コレラとわかつたような次第で、その間いろいろ国民に対して手違いを来たしたということになるのでありますて、その点は、はなはだ厚生省のとりました手違いはございましたが、今後反省しなければならないと私は思つておる次第でござります。

あとの問題につきましては、政府委員から御答弁させたいと思います。

○政府委員(詔林宜夫君) 前もつて先ほど私が申し上げましたことの中に、あるいは誤解を起こすような点があるかと思いますので、いま一度御説明申し上げたいと思いますが、十一日に大体消毒が完了しておりますから、十一日の汚染した日から計算して五日たつた日は十六日だと申し上げたわけではございませんが、それでも十六日を越せば大体安心だということがい切れるとどうかは、なお未定でござります。計算上そういう計算になるということをございまして、たとえば例を申しますと、それ以前に、消毒が済まない前に、汚染されたものがどこかに流れしていく、附着したもののがほかへ移る、そういうことで、コレラ菌は普通の自然界である程度生きておるわけであります。たとえていいますと、なま水の中に入りますと、今の気温で二十

日ごろいは生きておるわけであります
ので、直接接触した人以外の接触はな
いとは言い切れないわけでございます
ので、はたして今の段階で十六日を過
ぎれば大体峠を越したと言ひ切れるか
どうかは、なお慎重に検討いたしてお
るわけでございます。その点をお含み
置きいただきたいと思います。
なお、先ほどもお話をございました
証明書の件でございますが、これはイ
ギリスにおいて二回法でコレラの予防
接種をやつております。これは三月の
五日と十二日に実施いたしておりますわけ
でございます。
それから、お尋ねの中に、空港にお
ける検疫をどう考へるか、今後どうす
るつもりかという御質問がございまし
たが、空港検査は海と違いまして、海
は、ことにコレラなどとござります
と、汚染地から日本に入るまでの間に
潜伏期が過ぎてしましますので、発病
すべきものは当然発病してしまうわけ
であります。それに対しまして飛行機
は一日で汚染地から日本にやつて参り
ますので、入つて来る人間は潜伏期の
期間に入つてくる、その危険があるわ
けでございます。潜伏期間中に患者を發
見することは不可能であるわけであ
ります。これを、そうちかといつて、み
な空港で長期停留するということは、
迅速であるべき空路の交通を阻害する
ということで、世界各国とも、空港檢
疫には困つてゐるわけであります。
すでに歐米におきましては、ことに潛
伏期の長い痘瘡などでは、相当侵入者
を出してゐるわけであります。で、遺
憾ながら、今の検疫方法によつては、
どうしても完全には飛行機から入つて
くるものは防がかねる面があるわけで

ありますか、なお努力をいたしまして、少しでもそういうものを防止するためには、乗客が汚染地を通過して来た場合には、空港で特別に注意をし、必要があれば検査をする、あるいはその乗客が上陸した後に毎日のように監視をする、そういう特別注意を払つて、発病直後からこれを押えてしまふような方法があり得るかどうか、こういう方法も考えられるわけあります。専門家の意見も聞きまして、早急にそぞらの対策を目下検討するつもりでおるわけであります。

○阿根根登君 そうしますと、三月の五日と三月の十二日に二回予防注射をしておつてもコレラにかかるのだといふことになれば、これはまあ予防だから、完全な予防ではないかも知れないけれども、予防接種ではこれを完全に防ぐことはできないと、こういふ結論になるのか。三月のことであるから、もうすでに二カ月も前のことであるから、もう接種したその効果が薄れておつたのではないかということは、私は専門家ではありませんから、わかりませんからお伺いするわけです。

それから、私が疑問に思いますのは、今、局長代理の話を聞いておつても大臣の話を聞いておつても、いわゆるインドを通つて来た。これはコレラがはやつておつても、日本やその他の国のように、これはおそるべき病気だということで大騒ぎし、大消毒をする国じゃないのですね。新聞で見てみますと、コレラ等でも普通の下痢患者等と同じように扱つてあると突いています。そういう所を長い間回つて来てそういう下痢だったというならば、私はしようとさせても、これはコレラじゃないだろうかという考え方

専門的立場にある人が、そういうふうなことを言えるかどうか。あなたがおっしゃったように、注射しておってもコレラといふものはかかるのだということは、専門家ならわかるが、英國でやつておつて、インドを長い間回つて来た。そして日本に来てコレラ症状を起こしたのを、菌が一回出なかつたから白だといふようなことを専門家として言えるかどうか、常識的にこれは疑わざるを得ない。そこに何というか、今日までいろいろなこういう問題が起つておらないし、また、特別な問題もなかつたので、少し厚生省がたるんでおるんではなかろうか。実際僕はこの問題だけでなく、ほかの問題でも厚生省にはうんと言いたいことがある。しかし、きよらはコレラの問題だから言いませんけれども、私が新聞を見、あなたの話をお聞いただけでも、コレラが発生し、しかも、コレラの発生がそれほど問題にされていない国に長い間入つていて、その国から来て、時間から言えばちよど出るころで、しょ、五日、六日たつたら。ちょうど日本に入つて来て、そういう下痢症状を起したならば、これはコレラじゃないかと思わないのが不思議だ。それを何で六時間前まで白だといふようなことを言つたか。大臣は、言つたのはけしからぬ、まあそういう關係官が、菌が出来なかつたから、と云われるけれども、しかし、そういう考え方の方がこういう衝にあるといふこと

とになれば、これはゆるい問題であります。今あなたの方の話を聞いただけでも、おそらくみんなそう思うと思う。コレラのはやっているインドを通って来た、そしてちょうど五日目か六日目に発病した、そして數十回の下痢をやっている症状がそれに似ておる。そういうところまで出てきておるのに、これが六時間前まで白であるといふような感覚を持つておられるほうが私はどうもおかしいのではないかと思う。そういう厚生省の指導方針が誤つていやしないか。これはただの常識論ですが、どうですか。お尋ねしたい。

○國務大臣(西村英一君) 厚生省はたるんでおるんではないかということですけれども、検疫に関する限り、たるんではおりません。非常に今度は不幸なできごとございましたが、その辺はたるんでは知らないのでありますけれども、実は世界保健機構——WHOの国際的な検疫の取りきめもあるわけございまいます。つまり汚染地区を出発してくれば、これはまた別な取り扱いになりますが、ボンベイから來たのでございまして、インド全體が汚染地区ではない。WHOで汚染地区といふものをおきめておるわけでございますが、ボンベイは汚染地区になつておりませんので、こちらに來た方は正規の手続をしてやつたわけです。証明書を持っており、その機内におけるいろいろな調査でもつて許したわけでございます。その人が、その間に、ボンベイの前にカルカッタ——カルカッタは汚染地区になつておるようでございます。そういう経過をたどつて來た人が、汚染地区でない所から來ても、その人がどういう経路をたどつておるかということ

路が汚染地区であったならば、このことに対してはきびしいあれをするといふことになれば、これは別なんだとさいますが、今後はそういう方法も考えなければならぬのじゃないか。汚染地区ではないところから来ても、その間に汚染地区を通った人は、あるいはその路をたどらなければならぬのじゃないかということを考えるのですが、今ではそういう方法をやっていなかつたのでござります。しかし、国際保健機構から申しまして、そういう人がどこを通って来たかということによっていろいろやるということになりますと、もう必ずこれはWHOから相当な抗議があることじゃなかろうかと思つておりますが、いずれにいたしましても、今回の措置でこういう事故が起つたのでござりまするから、私たちには、日本の立場において、多少きびしいやり方をしなければならぬのじゃございません。私も非常に詳しい専門家じやございませんが、いろいろ聞きながらして私の理解したところでは、そぞろに理解をいたしておりますが、検疫体制につきましては、非常に大丈夫にやつておるということ、これが弱体であるといえば、非常にこれほど国民に対する不安になりまするので、今後も十分注意はいたしますけれども、決して非常な弱体なものではない、たるんではおらないということだけを申し上げて、ひとつ御了承賜わりたいと、かように思う次第でござります。

問題についてここじや論争できないから僕は言つておるのです。常識問題ですがと言つておるわけですよ。あなたは、それはインドを通つて来たという報告だつたのです、きょう局長の話では、どこどこを通つたといふことを聞かなかつたけれども、インドを通つて、最後にボンベイを通つての報告は。それならば、それから五日か六日間の潜伏期間を置いてコレラが発生するということは常識だといふ皆さんの結論だつたでしょ。そうでしょう。それを大臣が抗弁をされるのはおかしい。言つたその人が不用意に言つたか、あるいはあなたのねつやるようだ、そりやう中間報告もなかつたというと、それは了解ができるのです。しかし、私が言つておるのはそうじゃない。少なくともインドを通つて来た。しかも、インド各地を通つて、ボンベイを最後に通つて日本に来た。そうして五日か六日後にこういふ症状になつてきたといふならば、あなたの方の説明でもお医者さんの説明でも、そういう症状を来たしたならば、一応コレラじゃなかろうかといふことは常識だと私は言つておる。どうしてそういう観点で先に手を打たなかつたか、そういう考え方がなぜ浮かばなかつたかといふ。こういうことを言つておるわけですよ。それが間違いでですか。私が一番最初に言つておりますように、専門家じゃないから、私は自分の言うことを、これが正しいと押しつけはしませんよ。しかも、皆さんの説明を聞いても、きのうきょうの新聞を全部読んでありますから、新聞記事を見てもこういう感覚を持つわけあります。これがどうじやなくて、ほかつところいう病

気になつたとか、あるいはアメリカからイギリスから入つて来て、そろしあつた。どこどこを歩いたか私は知りません。しかし、そういうところを歩いて、また一つの考え方もわいてきましらう。しかし、インドを通つて来られた。どこどこを歩いたか私は知りません。しかしながら、いろいろところを歩いて、これまで、一日數十回の下駄を起こして、自分で歩くこともあります。なかなかたとへんが、医者さんがおいでですから、いろいろ御意見もあるでしよう。そくなつた場合に、これはコレラじゃないだろうかして、いよいよになつた。コレラの専門家のいやございませんかと言つておるのですが、私が、私の言うのが間違いですか。たるんでおらないならばたるんでおらないでいい。そのうちにまた論争をやりきりますから。この問題は、たるんでおるなんでないでなくて、常識問題として、そういうことがなぜ考えられなかつたかということを言つておるわけです。

○政府委員(館林宣夫君) 私の説明が十分でございまして、その間の事情が明確でなかつたかと思いますが、いま一度申し上げますと、先ほど申しましたように、日赤ではコレラの疑いをもつて保健所へ通報して参りました。そりして保健所から開業医の、コレラをみた方と御一緒に現地へ行きました。みてもらつたところが、コレラの疑いがあるということで、県から係官が出て行つております。それから先是防護措置はとつてゐるわけでございます。本省からも係官が現地へ参りました。共同で防疫措置をとりつつ、検査の検査の進行をしておつたわけであります。その間、決して防備を解除したわけではありませんで、消毒、それから関係者の注意、それからその近所の上水道の塩素の強化、そういう措置は全部完了しながら、並行して予防衛生研究所の検査が進行しておつたわけでございまして、したがいまして、防備はできるだけのことをいたしておつたわけでございます。

それから、先ほどの検査の点でございますが、検査は、普通ペプトン水といふのに材料を入れまして、そこにはい蔴がふえてくるのを待つて寒天へのばしてみるわけでございます。その場合に、現地から予防衛生研究所へ届きましたペプトン水の中からは、ばい菌はすぐには見つからなかつた。そこで一つの菌の陰性らしき様相があつたわけであります。それをさらに普通寒天培地と、アロンゾンといいますコレラの特殊の培地、この二種類に植えなわけでございま

す。ところが、普通寒天培地にはコレラは完全に死んで参りません。普通コレラがありますと、汚物や吐物は、純培養のように、ものすごいものが出てくるのが普通でございますが、この際は全然なかつたわけでございます。アロソゾンの培地の中に、大腸菌の非常に大きな集落の中にまじつて、ほんのわずか、やや疑わしい集落があつたにとどまるということで、その段階でその状況そのものをあまりに正確にといいますか、普通の方がお聞きになつたら多少誤解をされるかもしれません。よくな場面で発表いたしたことが誤解を招くもとになつたかと思うわけでござりますが、そのごくわずか出たアロソゾンをさらにのばさない限り、そのままでは検鏡不可能なほどわずかでございましたので、それをさらに純培養いたしまして、それによつて確認したわけでございまして、不幸にして、途中一番陰性らしい様相を呈したときに中間の説明をしたことによる問題があつたかと思う次第でござります。

○藤田藤太郎君 私は、今の報告を開いておりまして、どうも新聞に伝えられてゐる問題とだいぶ食い違ひがあるよう気がするわけです。一つの問題は、あなたの報告されたように九日の日から下痢が始まつた。十日、十一日、確定したのが十二日の夜の九時半ごろ、これだけ相当な期間があるわけです。そうして新聞その他でいわれているところによると、日本固有のため置き便所が水洗便所かということも議論になつた。ため置き便所だつたらそこだけやつたらいいんだということがわかれているのと、いや、水洗便所を使用したのだといわれている記事が出てお

るわけですが、ため置きならばそれで消毒はすぐ済むわけですから、水洗便所なら、その三日間といいますか、ソゾンの培地の中に、大腸菌の非常に大きな集落の中にまじつて、ほんのわずか、やや疑わしい集落があつたにとどまるということで、その段階でその状況そのものをあまりに正確にといいますか、普通の方がお聞きになつたら多少誤解をされるかもしれません。よくな場面で発表いたしたことが誤解を招くもとになつたかと思うわけでござりますが、そのごくわずか出たアロソゾンをさらにのばさない限り、そのままでは検鏡不可能なほどわずかでございましたので、それをさらに純培養いたしまして、それによつて確認したわけでございまして、不幸にして、途中一番陰性らしい様相を呈したときに中間の説明をしたことによる問題があつたかと思う次第でござります。

趣旨に沿った検討を早急にするつもりでおります。

○藤田藤太郎君 その最後のやつは、少し私は取り違えておるのじやないかと思う。WHOで私はむしろ各国ごとに処置すべき問題であつて、飛行場に着いた人を一々検査をし、検便をする

といふようなことは、私はなかなかむずかしい問題だと思うのです。将来各國人の常識が発達して、危険があるものが、そろそろところに行つた者が自ら的にやるならともかく、むずかしい問題である。むしろ汚染地区と申しますよろしく、そろそろところから国外に出る者に対しては嚴重な予防処置が講じられて、そして初めて旅行が可能になるようなことが国際的な形で行なわれるといふところにむしろ問題の重

じられて、そうして初めて旅行が可能になるようなことが国際的な形で行なわれるといふところにむしろ問題の重いところはむずかしいと私は思うからだということを聞いておる。それは飛行場やれたらいいですよ。しかし、ななかなかそれは言ふはやすく、行なうことにはむずかしいと私は思うからだといふことを聞いておる。それは汚染地区といふ格好で今新聞の報じておる話を私がしましたが、そういうところに問題がありはしないかといふことを聞いておるわけです。だから、その問題は、むしろ国際会議ですね、国連が中心になるとか、WHOでもいいから、そこでやはりそういう国内汚染されているものを排除するため、国際的な機構で努力すると同時に、少なくとも、旅行する者についての検査をしてなければ旅行はさせないといふところまで私は取り上げてやるべきじやないかと思う。

それから、もう一つの問題は、抗生素の関係について、私は今の答弁ではよくわからぬ。私もゆうべラジオを聞いておりましたと、名前を忘れましたと思う。WHOで私はむしろ各国ごとに処置すべき問題であつて、飛行場に着いた人を一々検査をし、検便をする

といふようなことは、私はなかなかむずかしい問題だと思うのです。将来各國人の常識が発達して、危険があるものが、そろそろところに行つた者が自ら的にやるならともかく、むずかしい問題である。むしろ汚染地区と申しますよろしく、そろそろところから国外に出る者に対しては嚴重な予防処置が講じられて、そして初めて旅行が可能になるようなことが国際的な形で行なわれるといふところにむしろ問題の重じられて、そうして初めて旅行が可能になるようなことが国際的な形で行なわれるといふところにむしろ問題の重いところはむずかしいと私は思うからだといふことを聞いておる。それは飛行場やれたらいいですよ。しかし、ななかなかそれは言ふはやすく、行なうことにはむずかしいと私は思うからだといふことを聞いておる。それは汚染地区といふ格好で今新聞の報じておる話を私がしましたが、そういうところに問題がありはしないかといふことを聞いておるわけです。だから、その問題は、むしろ国際会議ですね、国連が中心になるとか、WHOでもいいから、そこでやはりそういう国内汚染されているものを排除するため、国際的な機構で努力すると同時に、少なくとも、旅行する者についての検査をしてなければ旅行はさせないといふところまで私は取り上げてやるべきじやないかと思う。

物質の関係について、私は今の答弁ではよくわからぬ。私もゆうべラジオを聞いておりましたと、名前を忘れましたけれども、専門の方々がそろおつしゃつておる。抗生素を服用したから、その菌の出るのが九割までもなくなつてしまつた。だから、病源を発見するには、抗生素を使用してもらつたら困るのだといふ話がその対談の中に出てくるわけです。それじゃ下痢をするようなひどい患者が抗生素を服用したためにほとんど薬が出てこないような抗生素の役割があつたとしたら、それはどういうことになるのか。一回発薬を飲んでその後物質が作用するなら、コレラ菌の抗生素でむしろ菌を絶滅するといふ、そんなことは私は専門家じやありませんからようわからんけれども、しうとうとが開けばはどういう気持が起きてくるわけです。だから、コレラ菌の抗生素が、今他の作用によって云々といわれたけれども、あいの専門家の方々がラジオを通じて全国に放送しておられる。それはあなたのおつしやるのですから、そういうことの関係はどうなんだといふことを私はお尋ねをしておる。それはあなたのおつしやるの深い経験に徴したものであるかと思ひます。が、一般的にはそういう措置が最も好ましいわけございますが、したがつて、単純に下痢があったから、どううと考へて抗生素をとるというふうなことは、決して好ましいことです。しかし、厚生省の関係ある専門の方々がああいう発言をおやりになるなら、それじゃそのくらいコレラ菌に關係する抗生素がよくきくいう感じを持つておる。だから、コレラの疑いがあるときは抗生素質を使つてもらつては困るのだといふように、抗生素でも防ぎきれるものでございませんし、私どもとしては、予防措置に抗生素をといふようなことは適当でないと考えております。

それから汚染地区から出航する場合の検査をWHO等を通じて、世界各国行なえるように呼びかけてはどうか、こういう御質問であったようございますが、WHOに対しましては、先般、昨年すのコレラの侵入騒ぎのとき、わが国で

は、もう少しコレラ菌を絶滅するには、コレラ病を蔓延させないためには

の趣旨をとり違えまして申しわけありませんでしたが、確かにうつかりました。コレラを防ぐには抗生素質を飲めばよろしいというような印象を受けるかもしませんし、また、防疫対策上そういうことはどう考えるかと

いうお話をだつたかと思ひますが、一般的の予防には、なまのものを食べない方がいいまして、從来、中国でなま水を飲まない、なまのものを食べないということがコレラ防疫の最大の重点でございまして、從来、中国でなま水を飲まない、なまのものを食べないというのは、これは生まれながらにして出航の際に措置をしなければならぬ、

国によりましては、こちらの日本の係官を出航地へ出すというような国が、昔は日本でそういう防疫をやつたことがあります。その後も、そういう措置を考えたがございますが、そろそろ改まらない今日の現状においては、深く反省しておるわけでございまして、今後この面をさらに強化をし、今後この面をさらに強化をして、ややもするとこの面は忘れがちで、新しい面の衛生対策のみに走りがちでございますが、昔から残つておるの死亡者を出しておるという状況が少しある。それでございまして、御質問の線も十分検討いたしまして、今後考へて参りたいと思います。

○藤田藤太郎君 それじゃ将来の問題ですけれども、昨年も船から入ろうとしたやつを水ぎわで防いだということでした、十何年間日本は汚染の問題は出てこなかつた。非常にけつこうなんですかね、大臣お急ぎのようですが、これでも、ちょうど季節的に、春から夏にかけてコレラの繁殖期、罹病期だといわれております、国際的に。だから、日本は、今五百万人のワクチンがあるとおつしやいましたが、そういうけれども、ちょっとおきたいの

は、この伝染病といふものの絶滅に対しても、一そら努力をして参らなければなりません。それでございまして、今後この面をさらに強化をして、ややもするとこの面は忘れがちで、新しい面の衛生対策のみに走りがちでございますが、昔から残つておるの死亡者を出しておるという状況が少しある。それでございまして、御質問の線も十分検討いたしまして、今後考へて参りたいと思います。

○高野一夫君 大臣お急ぎのようですが、館林さんにつつておきたいのは、一そら努力をして参らなければなりません。それでございまして、今後この面をさらに強化をして、ややもするとこの面は忘れがちで、新しい面の衛生対策のみに走りがちでございますが、昔から残つておるの死亡者を出しておるという状況が少しある。それでございまして、御質問の線も十分検討いたしまして、今後考へて参りたいと思います。

○政府委員(館林宣夫君) カルカッタは、生活環境やその他から考えて、しておくる必要がないか。そういう予防処置的なことを、一般的に、今度のやつは急速に起きないよう万全を期してもらわなければなりませんけれども、

将来の問題としてどう考へを持つておられるか。

○政府委員(館林宣夫君) コレラは、わが国には幸いにもここ十数年来ございませんが、今なお赤痢は何万人といふ患者を毎年出してあります。腸チフスも相当あるわけでござります。したがいまして、コレラが侵入しない状態におきましても、コレラ対策と同様

に、出航地で検疫をするということにはまだなつておりますが、なお、今後どのようにしておきまつたからだといふことを明瞭にしておいてもらわぬと、私の聞いたようなことでは、少し少しとほは疑問を持つておる、こう實問を

○高野一夫君 それじやカルカツ以外、ここに書いてある地名のほか、インド各地となつておつて、この地名がわからない。園芸家だから、あちこち寄らない場合、汚染地でなかつた印度の各地に旅行したと考えられる場合、さつき大臣は、退席したからしようとしないけれども、汚染地でなくとも、たとえばデリーならデリー、それは汚染地の指定はなくても、汚染地のほうからたゞさんデリーに入つて来るでしょう、デリーの人も行くでしょう、そういうことは交通運輸を禁じてないのだから、自由に、このデリーは汚染地ではないですかれども、その汚染地とデリーとの間に、人的あるいは物的交流ということは盛んに行なわれると考えなければならぬ。だから、汚染地でないから安心だということは私は考えられないと思う。それはどうですか、インドの実情から考えてみて。

いたしましては、影響を受けるものでござりますので、従来の取り扱いといたしましては、検疫措置の相当強い措置は、汚染地そのものを通った者に限つて行なわれておる。これはまあ慣習といいますか、あるいは危険度からの大公約数的にそういう扱いをしておるわけであります。しかしながら、状況によりましては、汚染地に隣接しておる地域から、来る者に対しても措置をとらざるを得ないかもしないのであります。で、ことしは、実はWHOからの報告によりますと、カルカッタは相当コレラの発生が多いようであります。しかも、流行期に入るのが例年より一月半ほど早くなつてきておるようありますので、それらの状況等を考えて今後の検疫をやつていかなけばならないかと思つております。

○高野一夫君 それでは、カルカッタの発生が特にことしは多ければ、なおさら厚生省の関係者は特に注意しなければならぬのじゃないか。先ほどの社会党さんの質問のとおりになる、われわれのほうから考えてもね。

そこで、今WHOが理事会をやつているのでしよう。もうジエネーブで始まつたかどうか。十一日に公衆衛生局长が行っておられる。そのときに、今度の問題は、尾村さんが土曜日に立たれる前に、もうすでにわかつておるのですが、ジニネーブで今度の問題を中心的に、具体的に例をあげて何か討議をされる用意を持って行かれましたか。

○政府委員(鎌林宜夫君) 今回の発生を直ちにWHOのほうに通報はいたしましたが、おいたわけでございます。ただ、それに対してどのような措置をとるかということは、今後慎重に検討した上で

きめざるを得ませんので、今直ちに提案することにはなっておらないと思います。

○高野一夫君 しかし、これは十一日前にすでに決定したわけですね、眞性コレラだと。だから、英國人がインド各地を通つて日本に来て、眞性コレラのなにがはつきりきました、そういう事態がある。こういうことがあるから、これについて今後大いに真剣に専門家、行政官、いろいろな方々で各協議しなければならぬというくらいの話は、これは持ち出してしかるべきじゃないですか。その用意もないわけですか、せっかくジユネーブまで行かれて。私は、いろいろな公衆衛生局関係の法案がたくさん出ておりますから、局長がジユネーブを行つていいかどうか相談を受けた。それで、私はいいだらうといったのです。せっかく国際会をほつたらかして行かれる。しかも、日本は理事国です。理事国だから、なお局長がどうしても行かなければならぬというお話をだから、いいでしょうと、私はこういったのです。それなのにこんな事態が起つた。日本国内の関係だけでなくて、英國、印度、日本と関係のある問題です。それなら、なおさらジユネーブで話を出せないはずはないでしょう。どうですか。

○政府委員(渡辺元三郎君) 実は十一日に参りましたのでございますが、私も十日の日に局長と別かれ歸りました。そのときの状況はそこまで至つていなかつたものでございますから、具体的な打ち合わせはいたしませんでしたが、この前のコレラのときに、台湾ですね、エルトール・コレラは、今ま

ではWHOの機構でコレラということもにきまつておらなかつたのを、せひともこれをコレラの中に入れろということとで、これは実現いたしました。そのからも申し入れまして、ただいま研究会を開いて、どういう方法がよいかということを、具体的に各国によつて研究していくただくよな段階である、していただいておる。ところが、歐米諸国は、わりかたコレラに対して関心が薄いものでありますから、この研究会に対する熱意が少ない。ただ、天然痘は、幸い日本にはございませんけれども、英國、カナダ、西ドイツその他へここ一、二年の間にたびたび入つておりますので、やっぱり航空機による件数が十件近く（もそこ二）、三年の間に數えられておりますから、そういうふうな被害を受けた国々が相当関心を示しておりますのと、おきましても、おそらくしだがいまして、今回のやつも、さつそく情報を刻々通報いたしておりますから、この報告に基づきまして、局長自身の判断におきましても、おそらく鋭く発言し、この研究会に対する皆さんの御要望に大かた応じてこられるような態勢で、強力に発言をしておるのじゃないか、こう考えられます。

い水ぎわでとめましたが、私どもは、単に日本は水ぎわでありましても、台湾にこれがしようかつをきわめている限り、国民は常に不安にさらされる。また、防疫体制も、非常なこれによるところの損害を常に負わされて、結局國民をこの損害から防ぐためには、積極的にこれを台湾でもなくしてもらおうということが大事じゃないかといふことから、国際関係も考えたのでござりますが、積極的に技術者を台湾に送りまして、万が一向こうで十分でなかつたら、許される限りの私たちの援助もしたいというところから、ゴレラのワクチンも向こうへ送ることも、技術者も派遣いたしまして、幸い国府当局は、相當真剣にこれと取り組んでいただきました、これがなくなつたような状態でございます。今、局長代理から答弁がありましように、一九五六年以來、インド等におきましても、引き続いでしょらけつをきわめておりますので、私は局長に前に話したことがござりますが、世界各国のWHOの機構において、その全國的に行なわれている汚染地をなくすることに努力するといふことも考えてなくちやいかん事態じやないか。何でも、聞いておりますところでは、マラリア熱の撲滅をWHOが取り上げてやりまして、相当効果をもたらしたとこことを聞いておりますのですが、今後コレラに対しましても、そういう措置をむしろやつてもらわなくちやいけないのでじやないか。実は、この前のときにワクチンがなくて困つたのでございますが、私は直ちに、予算はこれは予備費でもらつてもいいんだから、どこでもかまわぬ、飛行機で一日で来れる世の中だから

ら、ワクチンを貢献といふことをいたしました。日本にあるだけであつて、外國には充るだけのワクチンを備蓄しているところはないのだということを聞いて私は驚いたようなわけでございました。非常にコレラに対する関心が、歐米諸国、先進国では少ないのであります。今回の事件を契機といたしまして、検疫の強化はもとよりのこと、積極的に汚染地をWHOの機構の中においてなくするよう努めていただいだきたい、かように考えております。

○高野一夫君 天然痘、コレラなんと申し出等も研究させていた本の職員を派遣して、そこから刻々報告をとる、それに応じた検疫を行なうことは、前々から厚生省としても考慮しております。実は予算要求等

で、そういう方向で、今後のWHOの機構における申し出等も研究させておりませんけれども、今後ともどうぞ考えておりまして、東南アジアの低開発国は、大いに日本はこれから挺身しようとしておつて、物資、人的交流の非常に盛んな地域でしょう。そういう東南アジアなり印度におけるそういう伝染病対策といふものは、単にジユネーブを通じてだけの、いわゆるWHOの報告を見なければわからぬ、現地はどうなつておるかわからぬといふことは心細いと思ひます。厚生省は、そういう東南アジアは事務の分担をしておらないわけであり印度各地の伝染病の発生状況、対策、そういうのに専門家を派遣して実際調査をする。そして日本との間ににおける何らかの対策を考究するといふことです。それと、もう一つ、WHOの支部みたいなものがマニラにある。厚生省からも相当な人が行つておられるでしょうけれども、あそこのところはなにをしている、WHOの、特にアジアの中心はマニラに置いてある。そのマニラに置いてあるのを、ジユネーブの

ニラのWHO支部と厚生省、日本側との連絡協議といいますか、そういうことはひんびんに行なわれております。その二点について。

○政府委員(館林宜夫君) 今、高野先生からお話をありました、流行地に日本からお話をありました。流行地に日本からお話をありまして、そこから刻々報告をとる、それに応じた検疫を行なうことは、前々から厚生省としても考慮しております。実は予算要求等

で、そういう方向で、今後のWHOの機構における申し出等も研究させておりませんけれども、今後ともどうぞ考えておりまして、東南アジアの低開発国は、大いに日本はこれから挺身しようとしておつて、物資、人的交流の非常に盛んな地域でしょう。そういう東南アジアなり印度におけるそういう伝染病対策といふものは、単にジユネーブを通じてだけの、いわゆるWHOの報告を見なければわからぬ、現地はどうなつておるかわからぬといふことは心細いと思ひます。厚生省は、そういう東南アジアは事務の分担をしておらないわけであり印度各地の伝染病の発生状況、対策、そういうのに専門家を派遣して実際調査をする。そして日本との間ににおける何らかの対策を考究するといふことです。それと、もう一つ、WHOの支部みたいなものがマニラにある。厚生省からも相当な人が行つておられるでしょうけれども、あそこのところはなにをしている、WHOの、特にアジアの中心はマニラに置いてある。そのマニラに置いてあるのを、ジユネーブの

ニラのWHO支部と厚生省、日本側との連絡協議といいますか、そういうことはひんびんに行なわれております。その二点について。

○政府委員(館林宜夫君) 今、高野先生からお話をありました、流行地に日本からお話をありまして、そこから刻々報告をとる、それに応じた検疫を行なうことは、前々から厚生省としても考慮しております。実は予算要求等

で、そういう方向で、今後のWHOの機構における申し出等も研究させておりませんけれども、今後ともどうぞ考えておりまして、東南アジアの低開発国は、大いに日本はこれから挺身しようとしておつて、物資、人的交流の非常に盛んな地域でしょう。そういう東南アジアなり印度におけるそういう伝染病対策といふものは、単にジユネーブを通じてだけの、いわゆるWHOの報告を見なければわからぬ、現地はどうなつておるかわからぬといふことは心細いと思ひます。厚生省は、そういう東南アジアは事務の分担をしておらないわけであり印度各地の伝染病の発生状況、対策、そういうのに専門家を派遣して実際調査をする。そして日本との間ににおける何らかの対策を考究するといふことです。それと、もう一つ、WHOの支部みたいなものがマニラにある。厚生省からも相当な人が行つておられるでしょうけれども、あそこのところはなにをしている、WHOの、特にアジアの中心はマニラに置いてある。そのマニラに置いてあるのを、ジユネーブの

ニラのWHO支部と厚生省、日本側との連絡協議といいますか、そういうことはひんびんに行なわれております。その二点について。

○政府委員(館林宜夫君) 私、その点も考慮しておりまして、そこから刻々報告をとる、それに応じた検疫を行なうことは、前々から厚生省としても考慮しております。実は予算要求等

で、そういう方向で、今後のWHOの機構における申し出等も研究させておりませんけれども、今後ともどうぞ考えておりまして、東南アジアの低開発国は、大いに日本はこれから挺身しようとしておつて、物資、人的交流の非常に盛んな地域でしょう。そういう東南アジアなり印度におけるそういう伝染病対策といふものは、単にジユネーブを通じてだけの、いわゆるWHOの報告を見なければわからぬ、現地はどうなつておるかわからぬといふことは心細いと思ひます。厚生省は、そういう東南アジアは事務の分担をしておらないわけであり印度各地の伝染病の発生状況、対策、そういうのに専門家を派遣して実際調査をする。そして日本との間ににおける何らかの対策を考究するといふことです。それと、もう一つ、WHOの支部みたいなものがマニラにある。厚生省からも相当な人が行つておられるでしょうけれども、あそこのところはなにをしている、WHOの、特にアジアの中心はマニラに置いてある。そのマニラに置いてあるのを、ジユネーブの

ニラのWHO支部と厚生省、日本側との連絡協議といいますか、そういうことはひんびんに行なわれております。その二点について。

○政府委員(館林宜夫君) 今、高野先生からお話をありました、流行地に日本からお話をありまして、そこから刻々報告をとる、それに応じた検疫を行なうことは、前々から厚生省としても考慮しております。実は予算要求等

で、そういう方向で、今後のWHOの機構における申し出等も研究させておりませんけれども、今後ともどうぞ考えておりまして、東南アジアの低開発国は、大いに日本はこれから挺身しようとしておつて、物資、人的交流の非常に盛んな地域でしょう。そういう東南アジアなり印度におけるそういう伝染病対策といふものは、単にジユネーブを通じてだけの、いわゆるWHOの報告を見なければわからぬ、現地はどうなつておるかわからぬといふことは心細いと思ひます。厚生省は、そういう東南アジアは事務の分担をしておらないわけであり印度各地の伝染病の発生状況、対策、そういうのに専門家を派遣して実際調査をする。そして日本との間ににおける何らかの対策を考究するといふことです。それと、もう一つ、WHOの支部みたいなものがマニラにある。厚生省からも相当な人が行つておられるでしょうけれども、あそこのところはなにをしている、WHOの、特にアジアの中心はマニラに置いてある。そのマニラに置いてあるのを、ジユネーブの

ニラのWHO支部と厚生省、日本側との連絡協議といいますか、そういうことはひんびんに行なわれております。その二点について。

省、大蔵、関税関係、そういうところだけでもつてその検討のグループを作らるかどうか。これは具体的にひとつ考えてもらいたいと思います、大臣を中心。そして、その結論はWHOに反映をさせるというようなことにされないと、われわれが東南アジアがどうだこうだといつても始まらん。非常に国民に不安を与える。そういうようなことはいかんから、不安を与えるようなことを一掃した上で東南アジアの開発にかかりたい、こういうふうに思うのですが、どうですか。

○政府委員(渡海元三郎君) ごもつともでございまして、実は、ただいま日本私も大臣からお聞きしましたのでございますが、大臣が閣議でこれを報告されるとき、特に今後の防疫の問題について、各省にも関連することと思うから、各省の御協力をお願ひするということを特に発言されたそぞでございます。なお、どの程度のことをするかは、今後具体的にこちらの案ができましたときにそれをお願いするからということを言われたそぞでございまして、おそらく今、高野先生御指摘の点は、大臣も意図されましてそういうようなことを申されたのだろうと思います。したがいまして、今後の防疫体制の確立に対しまして、今いわれましたように、各省からもそういう方も出ていただきまして協議をするという態勢で万全を期していくたい、かのように考えております。

うのですが、今度のこのコレラ問題に
対するやっぱり問題のポイントは空港
検疫、それと、もう一つ予防注射の問
題が残っていると思うのです。で、今
度の患者が予防注射を三月の五日と十
二日に受けているながらインドで感染を
したということ、これは私どもが海外
へ向かって旅行をする場合でも、ま
た、今後旅行者を迎える場合にも、一
番大きな問題点じゃないかと思うので
ございますが、もし注射をしていても
こういうふうな感染のことが起ると
すれば、注射というものに対してもう
少し専門的に、学問的にはつきりした
ものをお示し願わなきゃならない。そ
れから、また、注射をしなくてても証明
書が出るというようなことであるなら
ば、これはもう少し厳重にしていただ
かなければなりません。で、厚生省の中
間報告云々が問題になつて、発表が慎
重でなかつたと私どもは受け取つてい
るんですけど、この慎重でなかつ
たといふところには、相手が英国人で
あつた、東南アジア人じやなかつたん
だというようなことで、よもやコレラ
ではあるまいといふようなことがあつ
たとするなら、これも私は問題じやな
いかと思います。そういう点をひとつ
私どもに納得のいくようにお示しを願
いたいと思うのです。

いろいろな面から。だから、今度各省からも委員を出して、これは厚生省だけの問題じゃないんだから、そして WHO に反映させていきたいとおっしゃる。私ども何としてもこの点ははつきりしないきやならぬ面じゃないかと思うのです。どんどんこれからも旅行者はふえる一方でございますから、その点をもう少し私に言わせていただくなれば、日本として後進国を指導していくのに、技術協力とか、あるいは経済援助といったような面もさりながらですが、もう少し医術とか医療の面で協力をすることであるならば、少なくも、旅行に出る人は、大丈夫といふ形にして旅行に出てもらうまでに何か指導するというような方法を講じていただきたいと思うのです。

それから、もう一つの問題でございまが、それは大臣の御説明のかわりを鶴林さんがなすったときに、十六日がヤマで、それを過ぎればほつとできるんだといふようにおっしゃいましたね。感染して発病者が出来るか出ないかの問題で、第一の患者は別として、日本で感染した人、被害者の潜伏期が五日だからとおっしゃつたでしょ。それを私は考えるんですが、そのはつきりした十六日以後は大丈夫なんだといふふうに言い切るということはちょっととましいのじゃないか。体質や何かの問題がございますから、そういう発表の仕方はちょっとと考えていただきたいと思うのです。

それから、もう一つ、この患者が抗生素を買って飲んでいるということをさつき藤田委員からお話が出て、これに対することをいろいろおっしゃつておりますが、医者の証明がなければ

買えないものなんございましょうね。そこはどうかひとつはつきりしていただいて、そして話は伝染病対策になりますけれども、伝染病が少なくなっているのに、赤痢なんかもまだ非常に多いということをおっしゃった。赤痢が多いということの原因の一つに、抗生素質が乱用されているからというようなこととともにちょっといちょい世間に流布されているのでございますが、これらに対しましても、ひとつはつきりしていただきたいと思うのです。使ふなら使うだけの効果があるような使い方を国民に指導するということ、そういう点についてひとつ伺いたいと思います。

個人についての旅行の経路というものを、私たちが旅行しましたときも詳細に書かない。おりても、その期間が長くなく、時間がないのですから、それを具体的に書かない。特に病状がない限りは、証明書それだけで済んでいると、いう点がございますので、これは各旅行者に対しまして、その旅行経路等も明らかにしていただくように、飛行機だけではなく、個人的な行動の範囲の報告義務も、汚染地を通るような場合には課するというふうな方法を考えなければいけないじゃないかということです、WHOの研究項目にいろいろような次第でござりますので、ぜひそりやついていきたいと思います。

は慎重を期してやりたいと考ており
ます。

なお、中間報告で大丈夫だらうとい
うことと言つて非常に誤解を生んだの
でござりますが、おそらく英國人だか
らどうのこうのというふうなことは當
然ございません。常識的に考へたら、
阿具根先生が御指摘になりましたよう
に、非常に疑いを当然症状から持つべ
きだと思いますが、科学者は科学にお
ぼれるといいますか、二つの実験の結
果、黒の部分は非常に少なかつた、た
だ一点だけ疑問の点があるといふ事実
をありのまま九対一といふ報告をし
た。その一点はなお研究しなければい
かぬというので、その一点をつかみ出
して研究したら眞性がその中に現われ
た。この数字をそのまま出したるものを行
われ今後の発表の仕方といふ点につ
いても十分考へてやらなければいけな
いじやないかと思います。私も町長を
やつておりますとき、実は台風の警報
のときに、各危険な地域に監視員を設
けまして、何時ごろ台風がくるから監
視してくれということを言つて、刻々
とラジオから聞いて、私が予定して監
視員にいましたときの時間より一時
間早く台風がやつてきた。私がそこに
行つたら、自分の家の前まで水がきて
いるのに、家の中でラジオを聞いてい
る。私がおこつたら、もう一時間あり
やしませんかと言う。私の言がそれは
ど忠実に守られてそうなつてゐるとい
うことにそのとき驚いた。今後はよく
注意の仕方も考えなければいけないと
いう反省をしたことを思い出しました
が、科学的な発表にいたしました。
十分その点が一般にどういうふうに受

○政府委員(館林宜夫君) なお、ただけ取られるかといふことも考へた上で、注意して発表しなければならぬと思ひますので、今後の見通しの安全性ということにつきましても、十分その点も考慮の上で安全を期していくべきだ、こういうふうに考えております。以下、当局のほうからお答えいたします。

ば大丈夫なんですねということをしゃりにいわれるのです。やはり十六日までいいのだという考え方強い。ですから、そうでないといふ今のことをもう少し国民に知らしめるよなP.R.を方法ですか、当分は気をつけなければいけない、そうでなければ、植物園その他いろいろなところに行つておるのですね。ですから、東京とかそれらの関係県に対策をしてワクチンその他の送つたとしても、それをやつてもなかなかたん人、うつかりしている人、ういう人たちもおるわけでございましてから、この点はいましばらくの注意が必要なんだというこのP.R.を厚生省としてやっていただきたい。これはおまさんたちの集まりでよく出るのですけれども、そういう意見です。

○政府委員(渡辺元三郎君) 今の一に対するP.R.の点、よく御趣旨の点私も同感でござりますので、私も十分注意してやりたいと存ります。

なお、局長に対する指令でございましたが、今回の問題は、私が、局長は断でやるだらうと申しましたのは刻々の情報を送つておりますので、情報などを使うかということは、こうの判断でやると思っておりまが、この問題を取り上げ、よくW.H.で強力な発言をするようにといふことは申しております。なお、重ねてま、機会がございましたら注意をいたすつもりでござります。

以上で御答弁といたします。

○政府委員(鎌林宣夫君) 予防接種の効果の問題でござりますが、これは前の御影丸のときも、予防接種を主管しておったにもかかわらず、保護者になつてゐる。したがいまして、今回の経験もあわせて考えますと、予防接種は万全でないと思わざるを得ない上にございまして、前々から予防接種をしないといふことをいわれておるわけござります。もちろん、予防接種をしたほうがかかるないで済みますし、かりにかかつた場合は軽くて済むということは間違ひございませんけれども、それでは、それで百パーセントかといえば、そうでないわけであります。なお、有効期間は大月でございます。

○林塙君 大体よくわかりましたので、私はちょっとと要望をしておきたいと思いますことは、コレラ問題を中心にして国民は非常に関心を持っております。伺つてみますと、コレラは一人で

ほど來の問題を繰り返しませんが、そ

のことのために日本は十分に自信をもつて、国内の公衆衛生対策並びに世界の公衆衛生対策に対し発言のできるようなものは十分にしていただきようにして、いつていただきたい、これは私の要望でございます。

○委員長(加瀬完君) ほかに御発言もないようでござりますので、本件に関する調査はこの程度にとどめておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、政府に対する不正手段による支払

一、支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を

一、支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を

一、支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律を

一、支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律を

一、支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律を

一、支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を廃止する法律を

一、支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律を

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条ただし書きを削る。

四月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、元南満州鐵道株式会社職員中特

殊業務に従事し、死亡した者等に

対し、軍属として戦傷病者戦没者

遺族等援護法適用に関する請願

(第二四〇二号)

一、更生資金制度強化に関する請願

(第二四一八号)(第二四五七号)

一、クリーニング業法の一部改正に

関する請願(第二四一九号)(第二

四三九号)(第二四五八号)(第二四

五九号)(第二四六〇号)(第二四六

一号)(第二四七二号)(第二四七八

号)(第二四七九号)(第二四九〇

号)(第二四九一号)(第二四九五

号)

一、原爆被災者救援に関する請願(第

二四三七号)(第二四三八号)(第二

四三三号)

一、医業類似行為の制度化に関する

請願(第二四六二号)

一、国民健康保険事業の国庫負担増

額に関する請願(第二四六三号)

一、支払請求の防止等に関する法律を

廃止する法律の一部を改正する

法律

政府に対する不正手段による支払

請求の防止等に関する法律を廃止す

る法律(昭和二十五年法律第二百九

十号)の一部を次のように改正す

る。

本則ただし書きを削る。

この請願の趣旨は、第四七〇号と同じである。

第二四一八号 昭和三十八年三月二十一日受理

更生資金制度強化に関する請願

請願者 島根県八束郡美保閑町狩野正義

紹介議員 佐野廣君

厚生省所管、国民金融公庫扱いにかかる更生資金の貸付限度額は、一件当たり五万円となつてゐるが、これは昭和二十六年に制定されたものであつて、その後の貨幣価値の変動、経済規模からいつて少なすぎるため利用価値少なく、現在の経済情勢に適合しないものであるから、現行貸付限度額一件五万円を十五万円に引き上げることともに、更生資金の貸付期間は現行五箇年であるが、本資金の有効な活用を図るために、七箇年とするなど、等の改正を行なわれたいとの請願。

更生資金制度強化に関する請願

請願者 富山市安住町一社團法

人富山県更生協力会会長金山喜八郎

紹介議員 櫻井志郎君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

十六日受理

更生資金制度強化に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市大和町六五七影沢亮

紹介議員 植竹春彦君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四四五号 昭和三十八年三月二十一日受理

更生資金制度強化に関する請願

請願者 八崎市別府町三引揚者本部内藤浦謙一

紹介議員 平島敏夫君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四九三号 昭和三十八年三月二十一日受理

更生資金制度強化に関する請願

請願者 岐阜市神明町二ノ一

紹介議員 坂井博延

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四五六号 昭和三十八年三月二十一日受理

更生資金制度強化に関する請願

請願者 鹿児島市西千石町七〇在外資産補償確得期成

紹介議員 古池信三君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四一九号 昭和三十八年三月二十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 長野県小諸市六供町長林昌治

紹介議員 田中茂穂君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第二四五七号 昭和三十八年三月二十六日受理

更生資金制度強化に関する請願

請願者 富山市安住町一社團法

同盟鹿児島県本部内

請願者 長野県小諸市六供町長

野県クリーニング組合

北佐久支部内田中元

紹介議員 小山邦太郎君

クリーニング業法に関する請願

ニンク所の開設者は、その位置、クリーニング所の設置、構造設備その他必要な事項について、その使用開始前に都道府県知事の検査をうけ、これらの事項がクリーニング業法に定める衛生措置を講ずることとの確認を受けた後でなければクリーニング所を使用してはならないこととすること。

(二)クリーニング所(取次店を含む)の配置を適正化すること、(三)洗い処理だけのクリーニング物の顧客との直接取引(洗い放し營業)を禁止すること、(四)リネンサプライ業、クリーニング業取次業及びコインオペレーションクリーニング業におけるそれぞれの施設及び營業者について、クリーニング業試験の受験者は、(五)クリーニング業におけるそれぞれの施設及び營業者について、クリーニング業試験において、その受験後一定期間又は一定受験回数まで当該科目的受験を免除すること、(七)クリーニング所には作業管理人をおかなければならぬこととし、また、その管理人にはクリーニング師を充てることとすること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第二四三九号 昭和三十八年三月二十五日受理

一、更生資金制度強化に関する請願 (第二五一四号)(第二五五三号)	第二五一三号 昭和三十八年三月二日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
一、クリーニング業法の一部改正に関する請願 関する請願 (第二五三一号)(第二五三二号)(第二四五五号)(第二五五三号)(第二五八号)(第二五四九号)(第二五五〇号)(第二五五一号)(第二五五二号)(第二五五八号)	第二五四九号 昭和三十八年四月一日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
一、原爆被害者救援に関する請願 (第二五四二号)	第二五四二号 昭和三十八年三月二十九日受理	医業類似行為の制度化に関する請願
紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四三号 昭和三十八年三月三日受理	医業類似行為の制度化に関する請願
紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四三号 昭和三十八年三月三日受理	医業類似行為の制度化に関する請願
十九日受理 医業類似行為の制度化に関する請願 請願者 高知市大川第五五宮 田利雄	第二五四三号 昭和三十八年三月二十九日受理	医業類似行為の制度化に関する請願
紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四三号 昭和三十八年三月三日受理	医業類似行為の制度化に関する請願
十九日受理 医業類似行為の制度化に関する請願 請願者 高知市大川第五五宮 田利雄	第二五四三号 昭和三十八年三月二十九日受理	医業類似行為の制度化に関する請願
紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四三号 昭和三十八年三月三日受理	医業類似行為の制度化に関する請願
十九日受理 医業類似行為の制度化に関する請願 請願者 静岡県浜松市中沢町一 谷野和吉	第二五四四号 昭和三十八年三月二十九日受理	更生資金制度強化に関する請願
紹介議員 最上 英子君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四四号 昭和三十八年三月二十九日受理	更生資金制度強化に関する請願
紹介議員 太田 正孝君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四四号 昭和三十八年三月二十九日受理	更生資金制度強化に関する請願
紹介議員 最上 英子君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四四号 昭和三十八年三月二十九日受理	更生資金制度強化に関する請願
十九日受理 医業類似行為の制度化に関する請願 請願者 静岡県浜松市中沢町一 谷野和吉	第二五四五号 昭和三十八年三月二十九日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
紹介議員 最上 英子君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四五号 昭和三十八年三月二十九日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
紹介議員 最上 英子君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四五号 昭和三十八年三月二十九日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
十九日受理 医業類似行為の制度化に関する請願 請願者 大阪市阿倍野区阪南町 中一六 大原岩太郎	第二五四六号 昭和三十八年四月一日受理	更生資金制度強化に関する請願
紹介議員 川上 炳治君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四六号 昭和三十八年四月一日受理	更生資金制度強化に関する請願
紹介議員 川上 炳治君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四六号 昭和三十八年四月一日受理	更生資金制度強化に関する請願
十九日受理 医業類似行為の制度化に関する請願 請願者 大阪市阿倍野区阪南町 中一六 大原岩太郎	第二五四七号 昭和三十八年四月一日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
紹介議員 川上 炳治君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四七号 昭和三十八年四月一日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
紹介議員 川上 炳治君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五四七号 昭和三十八年四月一日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
十九日受理 医業類似行為の制度化に関する請願 請願者 埼玉県川口市並木町二 三四〇 外村尹	第二五四八号 昭和三十八年四月一日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
紹介議員 小林 英三君 この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。	第二五四八号 昭和三十八年四月一日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
紹介議員 小林 英三君 この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。	第二五四八号 昭和三十八年四月一日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
十九日受理 医業類似行為の制度化に関する請願 請願者 埼玉県川口市並木町二 三四〇 外村尹	第二五四九号 昭和三十八年四月一日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
紹介議員 小林 英三君 この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。	第二五四九号 昭和三十八年四月一日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
紹介議員 小林 英三君 この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。	第二五四九号 昭和三十八年四月一日受理	クリーニング業法の一部改正に関する請願
十九日受理 医業類似行為の制度化に関する請願 請願者 神戸市長田区東尻池町 一ノ二三 浜本信義外 一名	第二五〇号 昭和三十八年五月十四日	【參議院】
紹介議員 基政七君 この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。	第二五〇号 昭和三十八年五月十四日	【參議院】

請願者 長野市南石堂町一、二 紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二五八五号 昭和三十八年四月九 請願 請願者 埼玉県浦和市高砂町 五ノ一二六埼玉県ク リーニング環境衛生同業組合浦和支部内 築 田好治 紹介議員 野知 浩之君 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二五八八号 昭和三十八年四月九 請願 請願者 埼玉県浦和市高砂町 五ノ一二六埼玉県ク リーニング環境衛生同業組合浦和支部内 築 田好治 紹介議員 古池 信三君 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二五八六号 昭和三十八年四月九 請願 請願者 埼玉県浦和市本太町 三ノ三八埼玉県クリー ンギ環境衛生同業組合内 野原義満 紹介議員 石谷 憲男君 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二五八六号 昭和三十八年四月九 請願 請願者 埼玉県浦和市本太町 三ノ三八埼玉県クリー ンギ環境衛生同業組合内 野原義満 紹介議員 石谷 憲男君 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二五八九号 昭和三十八年四月九 請願 請願者 福岡市大名町二二三戸 医畜産会館内福岡県ク リーニング環境衛生同業組合理事長 圓入芳 紹介議員 劍木 亨弘君 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二五六〇号 昭和三十八年四月十 請願 請願者 東京都豊島区長崎六ノ 五東京都クリーニング 環境衛生同業組合豊島 支部内 相原芳雄外七 名 紹介議員 岡田 宗司君 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二五九〇号 昭和三十八年四月九 請願 請願者 熊本市出水町園府一、 五五八 内田実外一名 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二六〇六号 昭和三十八年四月十 請願 請願者 埼玉県春日部市大字経 四、七二六 丸山恒 弘 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二六一五号 昭和三十八年四月十 請願 請願者 北海道美唄市西一条北 一丁目 日野琢藏外一 名 紹介議員 小林 篤一君 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二六〇五号 昭和三十八年四月十 請願 請願者 東京都中央区銀座西一 にはビル内全国クリーニ ング環境衛生同業組合連合会会長 赤羽長 一郎 紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二六一九号 昭和三十八年四月十 九日受理 請願 請願者 札幌市豊平中の島二 区 林新尾外一名 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。
クリーニング業法の一部改正に関する 日受理 第二六二二号 昭和三十八年四月一 十日受理 請願 請願者 山形市城西町六〇ノ九 山形県クリーニング業 環境衛生同業組合山形 この請願の趣旨は、第二四一九号と同じである。

(譲渡等の禁止)

第四十八条の二 第二十九条の手当を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国税滞納処分(その例による处分を含む)により差し押える場合は、この限りでない。

第五十五条の次に次の二条を加える。

第五十五条の次に次の二条を加える。

(国の負担)

第五十五条の二 国は、政令で定めるところにより、地方公共団体が実施する第二十六条第一項第三号に掲げる訓練に要する費用及び都道府県が支給する第二十九条の手当に要する費用の一部を負担する。

(緊急失業対策法の一部改正)

第一条 法律第八十九号の一部を次のように改正する。

目次中「(第一条—第三条)」を「(第一条—第四条)」に、「(第四条—第十二条)」を「(第五条—第十三条の二)」に、「(第三章 公共事業(第十二条—第十六条)」を「(第三章 公共事業(第十二条—第十六条)」に、「(第十六章)」に、「(第十七条—第二十二条)」を「(第十六章の二—第二十三条)」に改める。

第十一条の見出し中「失業対策事業に使用する」を「失業者就労事業に就労する」に改め、同条第二項第一項の次に次の二項を加える。

2 失業対策事業は、失業者就労事業及び高齢失業者等就労事業とする。

(第二条第二項中「公共事業」を「その事業」に改める。)

第五条を削り、第四条第三号中の「失業者の」の下に「技能、体力等の」を加え、同条を第五条として、第一章中第三条の次に次の二条を加える。

(失業状況の調査等)

第四条 政府は、定期的に、雇用調査及び失業の状況について必要な調査及び分析を行なうとともに、その状況の推移に応じ、この法律に規定する失業対策の制度を検討するものとする。

(失業対策事業の計画)

第六条 労働大臣は、地域別の失業情況を調査し、多數の失業者が発生し、又は発生するおそれがあると認める地域ごとに、その地域に必要な失業対策事業の計画を樹立しなければならない。

第七条に後段として次のようになる。

この場合においては、あらかじめ、関係地方公共団体等の長の意見を聞くものとする。

第八条に後段として次のように加える。

前条後段の規定は、この場合について準用する。

第九条中「地方公共団体等が、」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第十条の見出し中「失業対策事業に使用する」を「失業者就労事業に就労する失業者に支払われるべき賃金は、労働大臣が定めるところによる。」

第十一条の二 失業者就労事業に就労する失業者に支払われるべき賃金は、労働大臣が定めるところによる。

(失業者就労事業就労者の賃金)

第十一条の二 失業者就労事業に就労する失業者に支払われるべき賃金は、労働大臣が定めるところによる。

用する」を「失業者就労事業に就労する」に、「及び監督者」を「監督者その他労働省令で定める労働者」に改める。

第二十七条第一項の規定により指示した就職促進の措置を受け終わった者で、引き続き誠実かつ熱心に求職活動をしているものでなければならない。

第十条に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、公共職業安定所長は、当該公共職業安定所の管轄区域の全部又は一部が労働大臣によつて失業者が就職することが著しく困難である地域として指定されたときは、当該地域に居住し、かつ、職業安定法第二十七条第一項の認定を受けている失業者で前項の要件に該当しないものを、労働大臣が指示するところにより、失業者就労事業に紹介することができる。

第十条第一項及び前二条の規定は、高齢失業者等就労事業に就労する失業者に就労する失業者又はこれに類する体力の失業者に対する性を考慮して、高齢失業者等就労事業を実施する。

第十二条の二 労働省に、失業対策事業賃金審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第三章の次に次の二章を加える。

3 第二章中第十一条の次に次の二項を加える。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

4 委員は、失業対策事業及び高齢失業者等就労事業の賃金に関する事項について労働大臣の諮問に応ずる。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、非常勤とする。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第四章中第十七条の前に次の二項を加える。

3 公共職業安定所が高齢失業者等就労事業に紹介する失業者は、労働省令で定める年齢以上

作業に従事する労働者に支払われる賃金を考慮して、地域別に、作業の内容に応じて定めるものとする。

第十五条を次のように改める。

3 勞働大臣は、賃金を定めよう改める。

第十五条を削除する。

第十六条第一項中「から第十五

条まで」を「及び第十四条に改め、

第五条を削除する。

第十五条を次のように改める。

3 勞働大臣は、賃金を定めよう改める。

第十五条を次のように改める。

3 募集は、賃金を定めよう改める。

第十五条を次のように改める。

3 募集は、賃金を定めよう改める。</

施に關し必要な指導又は調整を行なうことができる。

2 前項に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行なう。

第四章中第二十二条の次に次の一項を加える。
(省令への委任)

第二十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関する細目は、労働省令で定め

附 則

(施行期日) 第一条 この法律中職業安定法第二

十六条の改正規定、この法律による改正後の緊急失業対策法第三章の規定及び附則第三条の規定

の二の規定は、昭和三十九年四月一日から、その他

は、昭和三十八年四月一日から、この法律による改正後の緊急失業対策法第十二条の二の規定は、昭和三十九年四月一日から、その他

の規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 緊急失業対策法第二条の改

正規定の施行の際に計画実施されているこの法律による改正前の同法の規定による失業対策事業

は、この法律による改正後の同法の規定による失業対策事業もとのとする。

2 失業者就労事業に就労する失業者に支払われる賃金で昭和三十九年三月三十日以前に係るものについては、この法律による改正前の緊急失業対策法第十条第二項の規定による賃金決定の例による。

3 緊急失業対策法第十条の改正規

定の施行の際現に失業者であつて、同条の改正規定の施行前二月間に十日以上失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずる失業者は、この法律による改正後の同条第二項の規定の適用については、同条の改正規定の施行の日に、公共職業安定所

長がこの法律による改正後の職業安定法第二十七条第一項の規定により指示した就職促進の措置を受け終わつた者とみなす。
(労働省設置法の一部改正)
第三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次の

のように改正する。
第十三条の表中「身体障害者雇用審議会」

「労働大臣の請願に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること。」

「身体障害者雇用審議会」

「失業対策事業費」

「労働大

者等就

「金審議会」

「請願者」

「紹介議員」

「請願」

「クリーニング業法の一部改正に関する請願(第二六五〇号)

「労働大臣の請願に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること。」

「失業対策事業費」

「労働大

者等就

「金審議会」

「請願者」

「紹介議員」

「請願」

「クリーニング業法の一部改正に関する請願(第二六四八号)

「失業対策事業費」

「労働大

者等就

第十六条の表中「労働大臣の請願に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議すること。」

「失業対策事業費」

「労働大

者等就

「金審議会」

「請願者」

「紹介議員」

「請願」

「クリーニング業法の一部改正に関する請願(第二六四九号)

「失業対策事業費」

「労働大

者等就

「金審議会」

「請願者」

「紹介議員」

「請願」

一、クリーニング業法の一部改正に

関する請願(第二六四八号)

一、戦災による死没者傷病者等の弔慰護に

慰護対策に関する請願(第二六四九号)

一、原子爆弾被爆者等の援護対策に

関する請願(第二六五〇号)

一、原子爆弾被爆者等の援護対策に関する請願

一、原爆被爆者の援護については、昭和三十一年三月「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が公布施行され、被爆者の健康管理及び医療保障のみちが開かれたのであるが、その後の被爆者の実態をみると、被爆後十七年を経過した今日においてなお、原爆症による死亡者があとをたたず、死没者遺族、原爆孤老はじめ、就労能力を失うほど身体障害を受けた人々はもともとより、現在、被爆に起因する疾病がないと診定された者でも就職等について著しく不利な条件におかれているため、生活困窮者はますます増加する傾向にあり、その窮状は現行の医学的保護対策だけではどうてい救濟できないものがあり、広くその生活面についても手厚い社会的援護の必要を痛感するものであるから、生活困窮の被爆者及び死没者遺族に対する特別援護手当、障害者に対する障害年金、死没者に対する弔慰金の支給、現行医療法による特別弔慰金の支給、現行医療法による特別被爆者に対する一般医療保険制度の普及被爆者への拡大適用並びに原爆症の総合的研究機関の設置等、早急に適切な援護措置を講ぜられたいとの請願。

二、駐留軍關係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

五月十日本委員会に左の案件を付託さ

れた。

一、駐留軍關係離職者等臨時措置法

の一部を改正する法律案

五月十日本委員会に左の案件を付託さ

れた。

昭和三十八年五月十八日印刷

昭和三十八年五月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局